

教員養成における特別支援教育の課題

今野 紀子*

Issues of Special Needs Education in Teacher Training

KONNO Noriko*

キーワード：特別支援教育，教員養成，教職課程コアカリキュラム，主観的到達度

1. はじめに

教育職員免許法¹⁾及び同法施行規則改正²⁾に伴い、2019年度から新たな教職課程が開始された。新教職課程では、ICTを用いた指導法、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善、道德教育の充実等とともに、特別支援教育の充実が加えられた。改正前には「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習過程を含む。）」であった教職に関する科目の事項は、改正後に「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に分割され、教育の基礎的理解に関する科目として、本学では教職課程科目「特別支援教育」が新設された。

大学が教職課程を編成するにあたり参考とすべき指針である教職課程コアカリキュラム³⁾では、特別支援教育の全体目標は、『通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携し

ながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する』というものであり、(1)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解、(2)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法、(3)障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援、の3つが柱となっている。

(1)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解では、一般目標は『特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する』であり、学生の到達目標は、①インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している、②発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している、③視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている、の3点となっている。

(2)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法では、一般目標は『特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育過程や支援の方法を理解する』であり、学生の到達目標は、①発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対

*システムデザイン工学部人間科学系列教授 Professor, Department of Humanities, Social and Health Sciences, School of System Design and Technology

する支援の方法について例示することができる、②「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している、③特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している、④特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している、の4点となっている。

(3)障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援では、一般目標は『障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する』であり、学生の到達目標は、①母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している、の1点となっている。

2. 東京都教職課程カリキュラム

文部科学省から教職課程コアカリキュラムが示されたことに伴い、東京都教育委員会は東京都教職課程カリキュラム⁴⁾を策定した。その目的は、養成段階から身に付けてほしい教育公務員としての必要最低限の知識や、学校組織の一員として喫緊の教育課題に対応し、適切に問題解決できる資質・能力について各大学へ提示することで、大学での養成段階と、採用、研修段階が一体となって若手教員の人材育成を図るためとしている。東京都教職課程カリキュラムには、各大学がカリキュラム編成する際のモデルとしての例示も記載されており、それぞれ重点的に取り扱うことが望ましい内容、コアカリキュラムの各事項で取り扱うことが望ましい内容に分類されている。加えて、特に東京都教育委員会が求める指導内容についても示されている。このモデルの例示は、教育行政・学校現場が求める知識、資質・能力を学生が十分に身に付けられているのか、今後、教員養成段階の教育において改善すべき点は何であるのかを確認・検討する際に大いに参考になると思われる。本研究ノートでは、このモデルの例示を活用し、特別支援教育に関する内容について、教育実習を終えた学生たちの修得状況の調査結果を踏まえ、特別支援教育の教育的課題について考察

する。

3. 修得状況調査

3.1 調査内容

2019年5月～7月に教育実習を行なった本学学生(25名)を対象に、東京都教職課程カリキュラムのカリキュラム編成モデルの例示の中から、特別支援教育に関する項目の主観的到達度を調査した。質問項目を表1に示す。モデルの例示では6項目となっているが、内容を明確にするため一部項目を分割、追加し10項目とした。

表1 特別支援教育に関する質問項目

分野	項目	質問内容	重点内容
基本的知識	学校教育の課題・動向	学校教育の課題や動向等についての基本的な知識を身につけている。	
	発達障害	情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害に関する基礎的な知識を身につけている。	○
スキル	指導方法	通常の学級に在籍する、特別な支援を要する児童・生徒への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した基本的な指導方法を身につけている。	○
	コミュニケーション	児童・生徒や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや相手を思いやる姿勢など、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身につけている。	
意義	生活指導	生活指導の意義を理解している。	
	特別支援教育推進	すべての学校で特別支援教育を推進することの意義について理解している。	
理解	発達段階に応じた指導	児童・生徒一人一人の発達段階に応じた、集団指導及び個別指導の在り方を理解している。	
	関係機関との連携	特別支援教育を推進するための関係機関との連携の在り方について理解している。	○
	学校組織体制	特別支援教育を推進するための学校の組織体制について理解している。	○
	施策	国や東京都の特別支援教育に関する施策等について理解している。	○

各項目は5段階(1:非常に不足している, 2:不足している, 3:普通, 4:優れている, 5:非常に優れている)で、対象者に各項目の自己到達度を評価させた。

3.2 調査結果

(1) 基礎的知識

図1に特別支援教育で修得させたい基礎的知識についての結果を示す。①学校教育の課題・動向「学校教育の課題や動向等についての基本的な知識を身につけている」と、②発達障害「情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害に関する基礎的な知識を身につけている」の2項目がある。①学校教育の課題・動向では、非常に不足している0%、不足している12%、普通56%、優れ

ている 28%，非常に優れている 4%であった。②発達障害では，非常に不足している 0%，不足している 32%，普通 48%，優れている 12%，非常に優れている 8%であった。

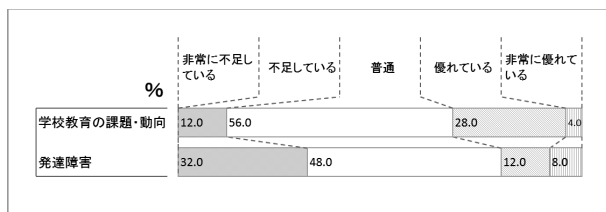


図1 基礎的知識の結果

(2) スキル

図2に特別支援教育で身に付けさせたいスキルについての結果を示す。①指導方法「通常の学級に在籍する，特別な支援を要する児童・生徒への適切な支援を行うために，具体的な場面を想定した基本的な指導方法を身につけている」と，②コミュニケーション「児童・生徒や保護者，地域住民に対して適切な言葉遣いや相手を思いやる姿勢など，互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身につけている」の2項目がある。①指導方法では，非常に不足している 12%，不足している 20%，普通 48%，優れている 16%，非常に優れている 4%であった。②コミュニケーションでは，非常に不足している 0%，不足している 4%，普通 40%，優れている 56%，非常に優れている 0%であった。

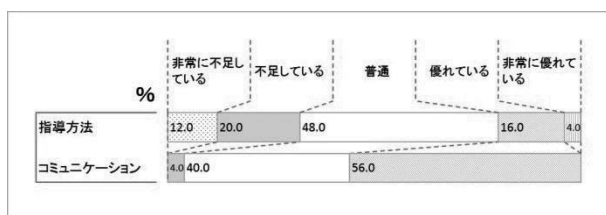


図2 スキルの結果

(3) 意義

図3に特別支援教育で理解させたい意義についての結果を示す。①生活指導「通生活指導の意義を理解している」と，②特別支援教育推進「すべての学校で特別支援教育を推進することの意義について理解している」の2項目がある。①指導方法では，

非常に不足している 0%，不足している 8%，普通 24%，優れている 52%，非常に優れている 16%であった。②特別支援教育推進では，非常に不足している 4%，不足している 8%，普通 40%，優れている 36%，非常に優れている 12%であった。

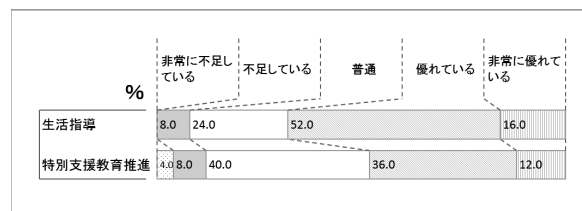


図3 意義の結果

(4) 理解

図4に特別支援教育で理解させたい事項についての結果を示す。①発達段階に応じた指導「児童・生徒一人一人の発達段階に応じた，集団指導及び個別指導の在り方を理解している」，②関係機関との連携「特別支援教育を推進するための関係機関との連携の在り方について理解している」，③学校組織体制「特別支援教育を推進するための学校の組織体制について理解している」，④施策「国や東京都の特別支援教育に関する施策等について理解している」の4項目がある。

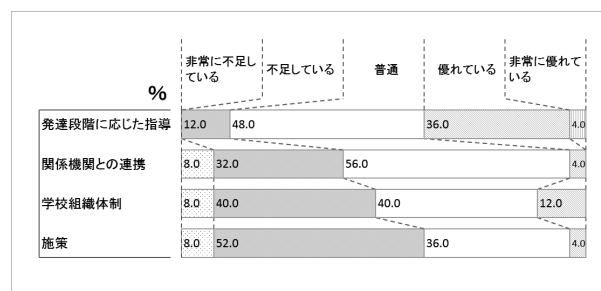


図4 理解の結果

①発達段階に応じた指導では，非常に不足している 0%，不足している 12%，普通 48%，優れている 36%，非常に優れている 4%であった。②関係機関との連携では，非常に不足している 8%，不足している 32%，普通 56%，優れている 4%，非常に優れている 0%であった。③学校組織体制では，非常に不足している 8%，不足している 40%，普通 40%，優れている 12%，非常に優れている 0%

であった。④施策では、非常に不足している 8%、不足している 52%、普通 36%、優れている 4%、非常に優れている 0%であった。

4. 考察

教育実習を終えた学生を対象とした、主観的到達度調査結果から、特別支援教育において、学生が修得不十分と感じているものが見えてきた。基本的知識では、32%の学生が発達障害に関する基礎的な知識に不足を感じており、十分であると感じる20%よりも多くなっていた。一方、学校教育の課題や動向等についての基本的な知識では、32%の学生が十分であると感じており、不足を感じているのは12%であった。全般的な教育に関する知識はある程度身に付いていると感じているようだが、障害に特化した具体的な知識の修得は不十分と感じている学生が多い。スキルでは、特別な支援を要する児童・生徒への基本的な指導方法に対して32%の学生が不足を感じており、十分であると感じる20%よりも多くなっていた。一方、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルでは、56%の学生が十分であると感じており、不足を感じているのは4%であった。これも基本的知識と同様、教育全般に求められるカウンセリング・マインド的なコミュニケーションスキルは身に付いていると感じているが、特別な支援を要する児童・生徒への具体的指導方法の修得となると、不十分と感じている学生が多くなっている。意義では、生活指導の意義理解では68%の学生が十分であると感じており、不足を感じているのは8%であった。すべての学校で特別支援教育を推進することの意義理解でも48%の学生が十分であると感じており、不足を感じているのは12%であった。意義といった概念的理解については、全体的に身に付いていると感じる学生が多い。理解では、特別支援教育に関する施策の理解に対して、60%が不足を感じており、十分であると感じる4%に比べ、多くの学生が不十分さを感じていた。また、特別支援教育を推進するための学校の組織体制の理解に対しても、48%が不足を感じており、十分であると感じる

12%に比べ、不十分を感じる学生が多くなっていた。特別支援教育を推進するための関係機関との連携の在り方の理解では、40%が不足を感じており、十分であると感じる4%に比べ、これも不十分を感じる学生が多くなっていた。一方、発達段階に応じた指導の在り方の理解では、40%の学生が十分であると感じており、不足を感じているのは12%であった。理解についても、特別支援教育に関しての施策・学校組織体制・関係機関との連携の修得が不十分と感じている学生が多くなっていることがわかる。基本的知識、スキル、意義、理解に共通して、特別支援教育で重点的に取り扱うことが望ましい内容について、学生は自己の力不足を感じていることが看取された。

5. 特別支援教育の課題

今回の調査対象者は、改正前の教職に関する科目を履修した学生である。彼らは「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習過程を含む」内容を履修してはいるものの、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」で重点的に取り扱う特別支援教育の内容については不十分な状況にあり、主観的到達度は低い結果となった。新教職課程での新設「特別支援教育」では、特別支援教育に関する施策・学校組織体制・関係機関との連携の在り方についての十分な教育活動体制が特に必要とされる。また、特別な支援を要する生徒への適切な対応を行うための指導方法を修得させるため、アクティブ・ラーニング等を取り入れた実践的な学修が今後の課題となる。

参考文献

- 1) 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 87 号）
- 2) 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 41 号）
- 3) 文部科学省 教職過程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（2017）「教職課程コアカリキュラム」
- 4) 東京都教育委員会（2017）東京都教職課程カリキュラム